

○東村山市障害者移動費用支援手当支給条例施行規則

平成31年3月28日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、東村山市障害者移動費用支援手当支給条例（平成31年東村山市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条第1号に規定する国立ハンセン病療養所を除く。）であつて、市長が定めるもの

(受給資格の認定の申請)

第3条 条例第5条の規定による申請は、障害者移動費用支援手当認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に規定する障害者であることを証する書類
- (2) 本人及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税課税証明書又は市町村民税非課税証明書（4月から7月までの間に行う申請にあつては、前年度分の市町村民税課税証明書

又は市町村民税非課税証明書)

(認定及び非該当の通知)

第4条 市長は、申請があったときは、条例第3条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めるときは、障害者移動費用支援手当認定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、受給資格がないと認めるときは、障害者移動費用支援手当非該当通知書(第3号様式)により当該申請をした者に通知する。

(支払時期の特例)

第5条 条例第6条第2項ただし書に規定する特別な事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める事由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

第6条 市長は、条例第7条の規定により受給資格が消滅したときは、障害者移動費用支援手当受給資格消滅通知書(第4号様式)により当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第7条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

2 前項の未支払の手当の請求は、未支払障害者移動費用支援手当請求書(第5号様式)により行わなければならない。

(手当の返還請求)

第8条 条例第8条の規定による手当の返還請求は、障害者移動費用支援手当返還請求書(第6号様式)により手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第9条 条例第9条第1項の規定による届出は、障害者移動費用支援手当受給者異動届(第7号様式)により行わなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、毎年6月1日から7月31日までの間に、障害者移動費用支援手当受給者現況届出書(第8号様式)に、受給者及びその扶養義務者の当該年

度分の市町村民税課税証明書又は市町村民税非課税証明書を添えて行わなければならない。

(支払の一時差止めの通知)

第10条 市長は、条例第12条の規定により支払の一時差止めを行うときは、障害者移動費用支援手当支払一時差止め通知書（第9号様式）により当該受給者に通知する。

(公簿等の確認)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(記録整理)

第12条 市長は、手当の支給状況等に関する記録を電子計算機に入力し、整理しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項に規定する認定を受けようとする障害者は、この規則の施行の日前においても、第3条の規定の例により、その申請を行うことができる。



第2号様式(第4条)

第 号  
年 月 日

様

東村山市長



障害者移動費用支援手当認定通知書

年 月 日付で申請のありました障害者移動費用支援手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号		
支 給 月 額	円		
支給開始の年月	年 月分から		
支 払 時 期	期 別	期 間	支払月
	第1期	1 2月分から3月分まで	4月
	第2期	4月分から7月分まで	8月
	第3期	8月分から11月分まで	12月

この通知書は、ご本人で大切に保管してください。

第3号様式(第4条)

第 号  
年 月 日

様

東村山市長



障害者移動費用支援手当非該当通知書

年 月 日付で申請のありました障害者移動費用支援手当につきましては、  
下記のとおり受給資格に該当しないので通知します。

氏 名	
住 所	
該当しない理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第6条)

第 号  
年 月 日

様

東村山市長



障害者移動費用支援手当受給資格消滅通知書

下記のとおり、障害者移動費用支援手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
氏 名	
住 所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	年 月 日

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式(第7条)

年 月 日

(請求先)東村山市長

住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
受給者との続柄



未支払障害者移動費用支援手当請求書

下記の未支払分の障害者移動費用支援手当を請求します。

振 込 先	※上記の方の名義に限ります。	口座番号			
	銀 行 組 合 信用金庫	支店			

死 亡 した 受 給 者 名 氏		死 亡 日	年 月 日
住 所			
受 給 者 の 生 年 月 日	年 月 日		
未 支 払 期 間	年 月 から 年 月 まで		
未 支 払 金 額	円		
※ 受 付 年 月 日			
※ 審 査	未 支 払 期 間	~	
	未 支 払 金 額		円

◎ ※印欄は記入しないでください。



第6号様式(第8条)

第 号

年 月 日

様

東村山市長



障害者移動費用支援手当返還請求書

あなたが既に受給した障害者移動費用支援手当について、下記により返還を請求します。

記

認定番号	第 号
氏名	
住所	
請求金額	円
請求金額の内訳	
返還理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第7号様式(第9条)

障害者移動費用支援手当受給者異動届

年 月 日

(届出先)東村山市長

氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり障害者移動費用支援手当の(異動・受給資格の消滅)がありましたので届出します。

記

受給者氏名		認定番号		第	号
住所	<input type="checkbox"/> 本人	旧	東村山市 町		
	<input type="checkbox"/> 扶養義務者	新	電話 ( )		
氏名	<input type="checkbox"/> 本人	旧	新		
	<input type="checkbox"/> 扶養義務者				
消滅事由	<input type="checkbox"/> 施設入所	入所施設名( )			
	<input type="checkbox"/> その他	1 辞退する      2 その他 ( )			
異動事由が発生した日		年 月 日			

第8号様式(第9条)

障害者移動費用支援手当受給者現況届出書

(届出先)東村山市長

年 月 日

受給者氏名(本人名) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

障害者移動費用支援手当の受給資格の現況届出書を提出します。

\* 本人及び扶養義務者が今年の1月2日以降に東村山市内に転入された場合は、当該年度の市民税の証明書を提出する必要があります。

ふ り が な 氏 氏 名	-----
生 年 月 日	年 月 日
現 住 所	東村山市 町 丁目 番地
移 動 手 段	<input type="checkbox"/> 公共交通機関等 <input type="checkbox"/> ガソリン等燃料費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
施 設 入 所 の 有 無	<input type="checkbox"/> 入所していない <input type="checkbox"/> 入所している (施設名: )
今年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 東村山市 <input type="checkbox"/> 東村山市以外 東村山市以外にお住まいだった場合は、今年1月1日時点の住所で発行される 年度の(非)課税証明書を当届出書に添付してください。

第9号様式(第10条)

第 号

年 月 日

様

東村山市長



障害者移動費用支援手当支払一時差止め通知書

あなたの障害者移動費用支援手当については、下記のとおり、支払いを一時差止めしますので通知します。

記

認 定 番 号	第 号
氏 名	
住 所	
一時差止めの開始月	年 月分から
一時差止めの理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1号様式 (第3条)

第2号様式 (第4条)

第3号様式 (第4条)

第4号様式 (第6条)

第5号様式 (第7条)

第6号様式 (第8条)

第7号様式 (第9条)

第8号様式 (第9条)

第9号様式 (第10条)